**○公益通報制度の運用状況（令和４年度）**

**資料１**

**１　受付件数**

　　 697件（うち顕名による通報418件）

**２　受付状況**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 内部受付窓口 | 外部受付窓口 | 合　計 |
| 面会 | 242 | － | 242 |
| 電話 | 97 | － | 97 |
| 郵便 | 53 | 13 | 66 |
| ファクシミリ | 23 | 7 | 30 |
| ホームページ・メール | 148 | 114 | 262 |
| 合計 | 563 | 134 | 697 |

（注）内部受付窓口の件数は、大阪市の担当部署（総務局監察部監察課及び各区役所、局等のコンプライアンス担当）が受け付けたものである。

外部受付窓口の件数は、大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）が受け付けたものである。（下記３についても同じ。）

**３　関係所属別通報件数**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　　　　　属 | 内部受付窓口 | 外部受付窓口 | 合　計 |
| 福祉局 | 82 | 9 | 91 |
| 教育委員会事務局 | 59 | 24 | 83 |
| 総務局 | 50 | 13 | 63 |
| 平野区役所 | 45 | 1 | 46 |
| 建設局 | 33 | 8 | 41 |
| 健康局 | 30 | 7 | 37 |
| 消防局 | 28 | 8 | 36 |
| 都市整備局 | 26 | 2 | 28 |
| 経済戦略局 | 16 | 11 | 27 |
| 淀川区役所 | 17 | 4 | 21 |
| 市民局 | 21 | 0 | 21 |
| 環境局 | 11 | 10 | 21 |
| その他の局等 | 87 | 21 | 108 |
| その他の区役所 | 165 | 18 | 183 |
| 分類できないもの | 115 | 17 | 132 |
| 合計 | 785 | 153 | 938 |

（注１）委員会に関する通報は「総務局」に含めている。

（注２）１件の通報で複数の区役所、局等に関係するものがあるため、受付件数とは一致しない。

（注３）「分類できないもの」とは、通報内容がいずれの所属にも関係しないものや、本市職員等に関する事実ではないもの等が含まれる。

**４　処理状況**

（単位：件）

|  |
| --- |
| **（１）公益通報に係る処理状況** |
|  | ア　令和４年度に継続されたもの | 140 |
| イ　令和４年度に受け付けたもの | 697 |
| ウ　受け付けた通報はないが、調査を実施することとしたもの |  ０ |
| エ　令和４年度において処理したもの | 754 |
|  | (ｱ)委員会が、本市の機関に対して是正等の措置を勧告したもの |  ０ |
| (ｲ)委員会が、本市の機関に対して意見書を提出したもの |  ０ |
| (ｳ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められたもの |  24 |
| (ｴ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められなかったもの |  50 |
| (ｵ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの | 680 |
| オ　翌年度に継続するもの | 83 |
| **（２）不利益取扱いに係る申出処理状況** |
|  | ア　令和４年度に継続されたもの |  ２ |
| イ　令和４年度に受け付けたもの |  １ |
| ウ　令和４年度において処理したもの |  １ |
|  | (ｱ)調査の結果、不利益な取扱いが認められなかったもの |  １ |
| (ｲ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの |  ０ |
| エ　翌年度に継続するもの |  ２ |

※是正等の措置の勧告：職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）第９条第１項及び第２項に基づくもの

 意見書：条例第24条第１項に基づくもの

 不利益取扱いに係る申出：条例第12条第１項に基づくもの

**５　違法又は不適正な事実が認められたもの（上記４(１)エ(ｳ)）の例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 認定事実 | 関係所属 |
| ア | 職員が、利害関係者から飲食代金を支払ってもらい、飲食の提供を受けるにあたって送迎を受けた。 （違法：大阪市職員倫理規則第３条第１項違反) | 城　東区役所 |
| イ | 国が実施する事務監査に係る資料の作成及び提出に関して、意思決定したことがわかる公文書が速やかに作成されていなかった。(違法：大阪市公文書管理条例第４条第１項及び第２項違反) | 住之江区役所 |

（注）いずれの案件も関係所属において是正等の措置がとられている。

**６　大阪市公正職務審査委員会の状況**

**・委員会委員（令和４年度）**

委員長　　　針原　祥次　　 ［弁護士］

委員長代理　岩井　正彦　　 ［公認会計士］

（第１部会）

第１部会長　　　入江　寛　 ［弁護士］

　　　　第１部会長代理　原　繭子　 ［公認会計士］

　　　　　　　　　　　　金井　美智子［弁護士］

　　　（第２部会）

　　　　第２部会長　　　針原　祥次　［弁護士］

　　　　第２部会長代理　岩井　正彦　［公認会計士］

　　　　　　　　　　　　林　尚美　　［弁護士］

**・委員会及び部会の開催状況**

開催回数　53回

審議時間　141時間45分